

令和 年 月 日

様

公益財団法人高松市スポーツ協会

会長 大西 努

グラウンド等の硬式野球での使用許可について（お願い）

高松市 の硬式野球での使用については、次の事項を遵守することを条件に許可します。

- 1 ゲームの実施はもとより、実戦形式のシートバッティングやフリー（又はティー）バッティングでの打撃練習を不可とします。
- 2 バント練習については、構え方やボールの捉え方等の基本的な動作の習得など、フアールチップが生じない内容に限り可とします。
- 3 守備練習でのノックによる、捕手及び内・外野手の捕球練習、外野フェンスを使ったクッションボール処理練習は不可とします。
- 4 外野を使用したキャッチボールでは、暴投によりフェンス超えが生じることのないよう後方の距離の確保に留意してください。
- 5 利用開始及び守備練習開始に先立ち、必ず内野の不陸状況を確認した上で、必要に応じグラウンドレーキ（トンボ）で整正してください。
また、使用後のグラウンド整備については、終了時間までに、後片付けやグラウンド整備を終えるようお願いします。
- 6 硬式球の使用により第三者に損害を与える事故が発生した場合には、利用者の責任において損害を賠償するなど、問題の解決を図るとともに、直ちに協会（高松市）へ報告してください。
- 7 上記の条件を遵守いただけないことが確認できたときは、使用許可を取り消し、また、その後の使用はできないものとします。